

令和8年度利用者負担額(保育料)算定に係る住民税申告のお願い

平素は、紀美野町の児童福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

紀美野町では、保育料の完全無償化を実施しておりますが、保育に要する費用を計算するため、保護者の皆様の所得をもとに本来の保育料を引き続き算定する必要があります。

つきましては、給与所得のある方で、勤務先から市町村あてに給与支払報告書が提出されていない方、所得がない方や非課税所得のみの方(所得金額は「0円」で申告していただきます。)は、所得を申告していただきますようお願いいたします。

詳しくは紀美野町子育て推進課へ、申告については税務課へお問い合わせください。

令和8年度前期保育料:申告年 : 令和6年所得(令和7年度課税申告)

申告期限: 令和7年11月30日

令和8年度後期保育料:申告年 : 令和7年所得(令和8年度課税申告)

申告期限: 令和8年8月31日

※ 令和8年度の前期保育料は、令和6年の所得により算定されます。また後期保育料については、令和7年の所得により計算されます。

※ 所得が無い保護者の方も、その旨申告してください。配偶者控除の対象となっている方であっても、別途申告が必要です。

なお、この通知や申告によって、保育料の支払いが発生するものではございません。また、すでに申告がお済みの場合は、改めての申告は不要です。

【問い合わせ】紀美野町役場
子育て推進課 073-489-9966
税務課 073-489-5905